

災害時要援護者の『避難支援者』として お力をお貸しいただけませんか？

市では、地震等の災害が起きたとき、自分の力で安全な場所に避難することが困難な要援護者（支援が必要な人）を、地域にお住まいの方々が避難支援者（支援をする人）となって避難支援活動をおこなっていただく「八幡市災害時要援護者支援対策事業」を実施しています。

この取り組みでは、地域が主体となって支援していただくため、自治会を中心に隣近所など身近な地域での連絡・協力体制づくりが望まれます。

皆様には、本制度の趣旨をご理解いただき、ご近所の高齢や障がいのため自力での避難ができない人のために、自治会や民生児童委員協議会から「避難支援者」として協力依頼があったときは、積極的にご協力をお願いします。

Q. どのような方を支援することになるの？

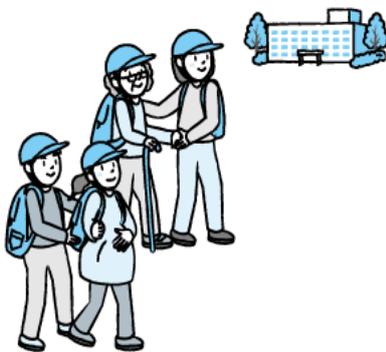
災害の発生時に情報の収集や安全な場所への避難が難しく、家族以外の第三者の支援が必要であると思われる次のような方です。

なお、施設や病院に入所、入院されている方は対象になりません。日常的に支援を必要とされ、在宅で生活している方が対象です。

【要援護者】

- ①障がい者手帳（身障手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神手帳 1 級）を持っている方
- ②満 75 歳以上の高齢者のみの世帯（一人住まいの高齢者も含む）
- ③介護認定で要介護 3 以上の認定を受けている方
- ④その他市長が必要と認める方

Q. 避難支援者は どのようなことをすればいいの？



避難支援者とは、要援護者に災害に関する情報を伝えたり、安否確認や一緒に避難したりするなどの支援をしていただく人です。

支援方法については、要援護者の立場に立ち、身体状況等に応じた支援を心がけ、安全に避難できるよう支援をおねがいします。

（※ウラ面の『災害時要援護者の避難支援のポイント』
ご参考ください。）

Q. 避難支援者になった場合、義務や責任はあるの？

災害の状況によっては避難支援者が被災されることや、支援できない場合があります。支援者には「できる範囲での支援」をお願いするものであり、義務や責任を負わせるものではありません。

災害時要援護者の避難支援のポイント

避難支援者の方々に、要援護者の立場に立った支援をしていただくための具体例です。支援方法は、要援護者によって各々異なります。

区 分	支 援 方 法 の 具 体 例
要 介 護 者	<ul style="list-style-type: none"> ① 歩行が困難な場合には、ヒモを使っておぶったり、毛布等で作った応急担架で移動させる。 ② 1人の場合は、シーツや毛布の両端を結んで、これにくるむように乗せたまま引っ張って移動させる。 ③ また、日頃から服用している薬があれば携行するようにする。
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ① 自力での歩行が困難な場合は、車イス等の移動用具が必要となる。車イスが確保できない場合には、ヒモを使っておぶったり、毛布等で作った応急担架で移動させる。 ② 車イスを使用して段差を越える時は、押す人の足元にあるステップバーを踏み、車イスの前輪を上げ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて、静かに段差に乗せてから押し進める。上る時は車イスを前向きに、緩やかな坂は車イスを前向きにして下がるが、急な坂は車イスを後ろ向きにして軽くブレーキをかけながらゆっくり下るようにする。 ③ 階段を避難する時は、2～3人で車イスを持ち上げてゆっくり移動する。
視 覚 障 害 者	<ul style="list-style-type: none"> ① 白杖を持たない方の手で支援者の肘の上をつかんでもらい、歩行速度に気を配りながら、半歩前をゆっくり歩く。 この時、白杖や腕を引っ張ったり、後ろから押ししたりしないようにする。 ② 路上に段差等の障害のある所では、段の手前で立ち止まって、段が上がるのか下がるのかを伝える。段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝える。 ③ 盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり触ったりしないようにする。
聴 覚 障 害 者	<p>手話や筆談で状況を伝えることが多いが、手話を使わない場合や文章が伝わりにくい場合には、身振り・絵・図等を用いて伝える。</p>
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ① 努めて冷静な態度で接し、分かりやすく、優しい言葉で避難場所を伝え、本人を安心させて、1人にせず、誰かが付き添うようにして移動する。 ② 災害の不安から大声を出したりしても冷静に対応し、発作がある場合は、主治医もしくは最寄りの医療機関等へ相談して指示を受ける。 なお、日ごろから服用している薬があれば携帯するようにする。
内部障がい者 難病患者など	<ul style="list-style-type: none"> ① 常時使用する福祉用具や日常生活用具（ストマ等）、医療機器（機器によっては、電気、酸素ボンベが必要）を確保するとともに、必要に応じて静かに手早く災害を免れた医療機関へ誘導・搬送する。 また、自力での避難が困難な場合は、車イス等の移動用具を使用して移動する。 ② 難病患者については、保健所等が連絡・調整機能を果たしていることから、誘導・搬送方法等について事前に決めておくことが必要である。

コミュニケーションをとりながら、温かい思いやりの心で支援をお願いします。

■詳しくは福祉総務課にお問い合わせください。

八幡市役所 Tel. 075-983-3058